

議第26号

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例

京都市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防災その他危機管理に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

防災その他危機管理に関する事務を行財政局において分掌する必要がある
ので提案する。